

平成28年度 第2回静岡県国土利用計画審議会

1 日 時：平成28年11月10日（木）14時00分～16時00分

2 場 所：静岡県庁本館4階特別会議室

3 出席者：15名

4 議 事：

（1）審議事項

- ・静岡県国土利用計画（第五次）素案について

5 配布資料

- ・次第、委員名簿、配席図
- ・【資料1】静岡県国土利用計画（第五次）の策定
- ・【資料2】静岡県国土利用計画（第五次）素案の概要
- ・【資料2参考資料】利用区分ごとの面積目標の考え方
- ・【資料3】静岡県国土利用計画（第五次）素案
- ・【資料4】平成28年度第1回静岡県国土利用計画審議会 意見の要旨と対応
- ・参考資料1 静岡県国土利用計画審議会条例

【司会】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第2回静岡県国土利用計画審議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様方の出席状況について御報告をいたします。本日は当審議会委員20名のうち15名の委員の皆様方の御出席をいただいております。静岡県国土利用計画審議会条例第7条第3項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、審議会開催に当たりまして、政策企画部長から御挨拶を申し上げます。

【部長】 皆様、こんにちは。静岡県国土利用計画審議会開催に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

会長はじめ委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、当審議会に御参画いただきまして誠にありがとうございます。本日は、7月の第1回目に引き続きの第2回目の審議会ということでございます。第1回の審議会におきましては、我々の素案を皆様方に御審議いただきまして、第1章、県土利用に関する基本構想について、皆様方に御議論いただいたところでございます。

そのうち3つの方針として、日本一の安全・安心が1つありました。それから、持続的成長の確保というものがございます。それから、これは我々県としては強調したいところですが、憧れを呼ぶ美しく品格のあるというような県土を目指していくのだということにつきまして、皆様方の御議論をいただいたところでございます。

そのときの皆様方の御議論をいただきまして、今回、その修正等を加えたものがお手元にお配りしています素案でございます。今日、御審議いただくわけでございますけれども、今回は、例えば農地、森林、住宅など、利用目的に応じた規模の目標について第2章、また、第3章には、規模の目標の達成に必要な措置の内容ということで、今回、お示しさせていただきましたので、第2章、第3章を中心といたしまして、もちろん第1章についての御意見も当然ながら含まれますけれども、その2つを中心に、今回、御議論をいただきたいというふうに考えてございます。

本日の審議会の皆様方の御議論を踏まえまして、その修正を加えた計画案をまずは作成し、それを国に対して協議をする。市町に対しての御意見をいただきながら、パブリックコメントを通じて、来年、第3回目、2月を予定してございますけれども、審議会で、また皆様方の御議論をいただきながら、成案に向けて進みたいと考えてございます。

委員の皆様方には、御専門の立場から、今回も含めまして忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

以上をもって私の挨拶とかえさせていただきます。どうか本日は御審議の程、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

【司会】 それでは、以後の議事進行につきましては、審議会条例の定めるところによりまして、会長にお願ひしたいと存じます。

それではよろしくお願ひいたします。

【会長】 皆さん、こんにちは。この審議会の会長としての就任期間が随分長くなって、アメリカの大統領選挙を見ると、やはり代わったほうがいいのではないかと、そんな感じがしました。

今、部長から、この審議会が今やっていることの内容のお話がございまして、第五次の国土利用計画をつくってということで、今回、皆さんの議論を経て国との協議をして、これで2月に最終的なものになります。そうすると、前回、原則的な、総論的な話をして、今回は、若干、具体的な話に入っていきますが、私はこの今日の予定の説明を受けたときに、やはり具体的な話というのは、僕たちの議論よりも、やはり仕事をしている県の企画サイドのほうがより優れた実態的な数字の追い込みができていたような感じがしました。

今日の審議時間も、短い時間ですけれども、是非皆さん方にいろいろな御意見をお伺いして、効率のいい審議をさせていただきたいと思っております。おそらく事務局の方にもいろいろな質問が出ると思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。ありがとうございます。

それでは、進めさせていただきます。まず、審議事項の静岡県国土利用計画第五次素案について、事務局から説明をお願いします。

＜静岡県国土利用計画（第五次）素案について＞

【会長】 ありがとうございます。

それでは、今、説明をしていただきました内容につきまして、質問、ご意見をお願ひいたします。

【委員】 いくつか質問させていただきたいと思っております。一つ一つお聞きしたいと思います。

ます。まずA3の資料で言うと第2章のところですか。あとは、こちらのA4の冊子、この一番表のページの利用区分ごとの面積目標の考え方の基本条件についてお伺いしたいと思います。

まず、これが基本になってその後の話が進んでいるということですから、御説明いただきたいと思います。ここに「合計特殊出生率2.07の確保」というものがあります。A3のほうに行きますと、平成38年の人口はおよそ359万人と書いてあるのですが、これは、ここの2.07の確保をするという時期と平成38年の人口359万人になっているという流れというか、いつぐらいにこの合計特殊出生率を達成していればこの数字になるのか、御説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 この人口につきましては、今言った基本条件のところがございます。2020年（平成32年）までに合計特殊出生率2.07の確保、社会移動の均衡を実現するという前提のもと、将来推計をした人口が、平成38年においておよそ359万人になるというものでございます。

【委員】 ありがとうございます。平成32年までに2.07を達成して、その後、ずっと2.07が維持されたときに、この平成38年では359万人ということで、この後の数字は、全部、示されているということで解釈はよろしいですか。

【事務局】 そのとおりでございます。

【委員】 ありがとうございます。

次に、特に自分がお伺いしたいところが住宅用地のところですか。A3の2枚目の1の(2)の規模の目標、ここの住宅地のところになります。平成26年が369平方キロメートル、平成38年も同じ数字になっていますが、先ほどのご説明でもありましたし、資料のA4の一番初めのページのところ、基本的な考え方のところにも、新たな住宅用地の確保と書かれています。そうしますと、新たな住宅用地は確保していくけれども、こちらのA3の表のほうでは住宅地の面積は変わらないということになるものですか、今の住宅地を何かほかのものに平成38年のときには利用しているということになるかと思います。

そうしますと、どういった使い方をされるのか。要はこのA3の紙でいきますと、次のところに第2章、2枚目のA3のところに掲げている内容を達成するためにどういうことをやるかというのがA3のところに書かれています。新たな住宅用地はつくります。ただ、平成26年度と38年を比較した場合には、住宅地の面積は変わっていません。今まで住宅用地だったところはどうのような利用をされていくのか。そうしないと整合性がとれない

と思うので、今まで住宅用地であったものが、平成38年にはどういう形で土地の利用をされると考えられているのか、そこの説明をしていただきたいと思います。

【事務局】 住宅用地につきましては、確保をするという考え方と、あとは、現在、空き家住宅等について非常に課題になっているところもありますので、そういったものの有効活用をする。その有効活用の一環として、例えば空間的余裕を生むための、住宅地を公園とか緑地とか、オープンスペースであるとか、そういったものへの転換を図っていくということにつきまして、例えば資料2のA3の大きい紙のところ、例えばこの中でいきますと、日本一の安全・安心の実現のところにも少し書いてありますけれども、避難地や避難のための公園緑地等のオープンスペースの確保的な、そういったものへの転換等を進める、あるいは、場合によっては空き家住宅を商業施設にも使うというようなこともあろうかと思えます。

そうしたことによりまして、既存住宅の活用の促進により、増やす部分と減らす部分とを考慮いたしまして、全体としては同じ数値、これ以上、住宅地としては増やさないということメッセージとして出していきたいと考えております。

【委員】 ありがとうございます。

使い方は、今、公園とかオープンスペースとか、そういうお話が出ましたが、そうしますと、A3の2枚目のところの規模の目標で言うと、どこの数字にそれが影響されてくるのか、これでいくと、住宅用地は新しいものをつくって、古い住宅用地は今のようない方をする。そうすると、平成38年はどこの面積に影響が出てくるのですか。

【事務局】 住宅用地を例えば公園とか緑地として利用した場合に、その面積というのは、区分としては、「その他」のところに入ることになります。ただ、「その他」のところにつきましては、例えば耕作放棄地なども含まれておりますので、耕作放棄地につきましては再生をかけていく。例えば森林への転換を図っていくことによって、「その他」から、例えば「森林」や「農地」へ転換される面積もございます。

そこはその分、減少しますが、住宅地については公園、緑地、オープンスペースあるいは駐車場等に使うことによって「その他」の面積が増えていく。結果として、「住宅地」、「その他」については、現状の数値を確保していくと考えております。

【委員】 ありがとうございます。

今ので何となくわかったので、確認でもう一回お聞きしますが、今言ったのはA3の2枚目のところの「その他」というのは合計の上にある、ただ単の「その他」ということで

すね。

【事務局】　　そうです。

【委員】　　そして、この「その他」の中には、耕作放棄地が今は含まれているのだと。この「その他」に入っている耕作放棄地を、上の「農地」なり「森林」なりにすることで、それだけでいけば、本来、平成38年は減るが、今度、「住宅地」でなくなる予定のところを公園などにすることによってここの「その他」が増えるので、今見ると、26年、38年で「その他」が792Km²で変わっていないけれども、内容からすると、耕作放棄地が減って、住宅地から公園に変わるので数字だけで見ると横並びだということで、ただ、内容は大きく改善されるという解釈でよろしいですか。

【事務局】　　そのとおりでございます。

【委員】　　ありがとうございます。是非そのように、住宅地のところというのは、新たな住宅のほうにみんながまとまって動いてくれればまとまった住宅地の空き地ができるので、いろいろな使い方ができるかもしれませんが、大体、個人個人で、もう引っ越しのしようがないので、このまま今の住宅地にいるんだよという方もあるでしょうし、何かの機会に新たな住宅地のほうに移られる方もある。そうすると、今ある住宅地は、おそらく虫食い状態で住宅地が残ってしまうだろう。

そのときに、公園あるいは避難地的なものだとかオープンスペース的なもので使ってくれば、そこに住んでいる方々も、どうしてこんなところにこんなものをつくってしまったのかとなることなく、今までのところがよりいい環境になって生活をするということが出来るということになると思いますので、是非そういう土地の利用をしていただけたらと思います。

私は以上です。ありがとうございました。

【会長】　　どうも。今のことでよろしゅうございますか。

ちょっとここところが、僕はむしろこの数字を見ていると、世帯数が減っているでしょう。世帯数が減っているということは、現在と38年のときに一戸当たりの住宅面積が増えるということがこの裏にあるのかなという感じもしたのですが、それはないですか。

【事務局】　　一住宅当たりの敷地面積につきましては、全体の傾向といたしましては、若干、減少している傾向にはありますけれども、今、我々はゆとりある、例えば緑に囲まれた、広い住宅地を提供していきたいというところから、敷地面積については現状と同じ面積として考えさせていただいております。

【会長】 どうぞ、委員。

【委員】 前回、多くの意見を申し上げたところ、反映をしていただきありがとうございます。意見を反映していただいて、整合がとれているか、心配だったのですが、きちんととっていただいて感謝したいと思います。今日は大きく3点に絞ってお話をしたいと思います。

まず1点目ですが、今と同じ資料2の参考資料の道路のところでお伺いしたいと思います。4ページ目のところです。今、委員からは住宅地のお話がありましたが、今回、特徴的な数値の変化の1つは道路だろうと思っています。一般的に道路というのは延長距離で見ることが多いと思いますが、面積で出されているので、なかなかイメージができません。高速自動車道路だったら、新東名が東に延びるとか、中部横断道ができるとか、いろいろあるので何となくイメージできるのですが、この辺りの数字の根拠をお示しいただきたいと思っています。

【事務局】 道路、高規格幹線道路につきましては、今後、整備されるだろう例えば新東名の東部への延伸でありますとか、中部横断自動車道等の整備の予定を面積として積み上げをしております。

その他の一般国道、主要地方道、県道、市町村道等につきましては、当然、それぞれのアクセス道路の整備でありますとか、市町における道路の整備が進んできているという実態がございますので、そこを踏まえ、ただ、現状の道路行政を見たときに、当然、維持管理費の増大というものもその中においては非常に重要な役割を占めておりますので、これまでの過去10年間に道路整備がされた面積を、そのときにかかった予算を見て、今後、その10年間を考えたときに、維持管理費が増えるということを除いた、新たに開設に与えられる道路予算というものを踏まえ、過去10年間の整備量の見合いとして推計をさせていただきました。

林道等につきましては、今後、林道網の整備というものを予定をしておりますので、そういったものを加算することによって、一般道、農道、林道等を、合計としてお示しをさせていただきます。

【委員】 今、お話がありましたが、高速自動車道路については、ある程度、計画があるのでそれを反映していると。一般国道、県道、市町道については、要は従来からの投入された財源に見合ったもので計画をしたという理解でよろしいですか。

【事務局】 そのとおりでございます。

【委員】 都市計画道路とかそういう計画ではなくて、財源で考えたということだと理解をしました。

気になるのが、維持管理にお金がかかるので、新設整備をするところが減ってくるのではないということです。県が、今、つくっている公共施設等総合管理計画では道路とか河川とか、全部、一緒になっているものですから道路だけの計算は、知らないのですが、総てをやるには、やはり年間で500億円ぐらいはこれから数十年にわたってかかるわけです。

これまで投入されている金額は250億円ぐらいなのです。そして、維持管理をするためには、250億円も足りないと言われているわけです。ここに書いてあるとおり、30%から40%程度の維持管理費の増加見込みで道路の新設が本当にできるのかなというのが心配なのですが、その辺りはいかがですか。

【事務局】 確かに道路予算につきましては、現状として、これまでのところ、道路予算に占めるウエートとして県管理道路では30%ぐらいが維持管理費に投入されている。これが、今後、4割には増えていくだろうということも現状を見ながら考えられておりますので、そういった試算の中で、実際に無理のない予算規模の範囲の中でできるものとして捉えさせていただいてはおります。

【委員】 2つ目の質問に入りますが、国土利用計画なので財源の裏付けは必要ないのかもしれませんが、今、お話し申し上げましたとおり、道路もしかりですし、そのほかのところについても、例えば耕作放棄地の再生ですとか、いろいろありますけれども、これらは、全部、財政的な裏付けを持った上で出された数字なのかどうかというのを確認させてください。

【事務局】 この国土利用計画につきましては、県だけが進めていくものではなくて、国、県、市町、あるいはNPO、地域の方々の皆様の取組の中で進めていくということのようなことで考えております。ですから、例えば耕作放棄地対策につきましても、県が国の交付金を使ってやる場合もありますし、農業者が自主的に行っていただく場合もあります。地域の保全活動団体に行っていただくこと等もありますので、全体としては、そういった目指すべき方向として考えさせていただいているところで、予算について、十分にその裏付けの検証がされているかということになりますと、そこについては、全体として、こういう方向を目指してそれを進めていきたいということで考えさせていただいております。

【委員】 国土利用計画なのでそれでいいのかもしれませんが、実際に進めていくため

にはそういう考えも必要なので、この計画に書く必要はないのですが、進捗管理に当たっては、その辺も踏まえてやっていただくようお願いをしたいと思います。

最後、3番目の質問をしますが、その次の5ページのところにある工業用地のことについて、少し質問をしたいと思います。ここは600ヘクタール増える計画になっています。その右下のグラフにもあるのですが、企業誘致を評価するときに、電気業、いわゆる太陽光パネルなどですけれども、これの設置を入れるか入れないかというのが、実は大きかったりするのです。今回のこの600ヘクタールというのは電気業は含めているのか、どうなのか。その辺を伺います。

【事務局】 600ヘクタールの増加分の中にそれは含めておりません。

【委員】 ありがとうございます。

含めなくて正解だと思います。やはり雇用が発生しないものですから。600ヘクタールは純粋に工場、研究所など、雇用を生むものとしてやっていただきたいと思います。

今回は工業用地だけの確保なのですが、例えば県西部で申しますと航空宇宙産業、光電子といった記載が素案にありますけれども、その産業を集積させるためには、ただその企業に声をかければよいというわけではなくて、川上から川下までの中身をつくっていくという考え方で誘致活動をしていく必要があると思います。

私、前回、ICTの話などもしましたけれども、このあたりが必ず絡んでくると思っています。ですから、そういったところを、面積とか、全然関係ない話になってしましますが、クロスさせて、これからの計画をつくり込みをしていただきたいというのが1つあります。その辺は、多分、この計画の中には書くようなことではないですよ。もっとほかの計画で示していくということになるのですか。

わかりました。では、それで結構です。

最近、よく考えているのは、バックキャストという考え方で、10年後にこうあるべきだというものを描いたときにやっていく。これからをフォアキャストで、今の延長で考えるのではなくて10年後を考えるというのは重要な視点だと思っています。そういった中で、今の工業団地もそうですが描いていっていただきたい。これを要望して終わります。

【会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがですか、委員。

【委員】 27ページの、冊子になっているほうです。第2章に掲げる事項を達成する

ために必要な措置の概要というところで、実際に目標像を掲げた場合、どのような方法でこれをやっていくのかということの記載になるか、そういう位置付けの場所だと認識しているのですが、そこで総合的な措置の中に土地利用関連法制等の適切な運用とか、いくつかの項目が書かれています。

私、少しいろいろなところで、具体的な地域に入っているいろいろなお話をしていると、社会が変わっていく中で、規制の在り方が今後の在り方、その地域の在り方において、なかなかうまく整合がとれていない。人口がずっと増えてきている中での制度だったものが、人口が減っているいろいろな転換を図らなければいけないという状況がある中で、規制がやはり従来のものがそのまま継続されている。そうした環境の中で、あるべき姿に持っていくときの規制の在り方と現状の規制との矛盾といったものを、本当に地域の中の小さなところの検討においても、まま感じるようになってきて、ここにおける土地利用の関連法制等の適切な運用と、次ページにあります土地利用転換の適正化といったところの整合をいかに図っていくのかといったところの課題認識、社会が変わってきているので、課題認識を明確にしながらこちらの両者をきちっと進めていく。そういう視点が欲しいなというところを、全体を読ませていただいた漠とした感想ですけれども、感じましたので、意見として申し上げたいと思います。

具体的に言うならば、例えば、清水港周辺におきましては、沿岸域がやはり工業用地としてかなり規制が厳しい状況にあります。それを、土地利用の転換として、工業用地のものをそのまま進めていくという発想もあるのですが、やはり清水の場合だと、ウォーターフロント開発等の賑わいづくりのほうに転換を図ろうという動きもある中で、従来の規制の中身が継続されていることの中で、民間側が土地利用の転換を積極的に図ろうとしても、それがなかなか進まないという状況も見られます。

先ほど言ったものと少し内容が違うかもしれませんが、社会の変化の中で、規制と実際の土地利用の指向とかあるべき姿との状況を、その規制がきちっと誘導しているのか、時々、矛盾を感じるものですから、そういった課題をやはりきちっと意識しながら、この両者が書かれているという状況を望みたいと思います。

【会長】 委員の質問は、総論的な要素、今の清水港のウォーターフロントの問題はちょっと置いておいても、全体として、今の規制の条件をそのまま維持していくという思考で10年間に行くのか。それとも、ある種、こういう変革をこの中で意識して行くのかということですね。

【委員】 大きな意味ではそういうことです。ただ、あまりに抽象的だったもので、少し感じるところの一例として清水の例を挙げさせていただいたということです。

【会長】 そこにいわゆる意図性、今から10年を目指して土地利用のいわゆる方向、あるいはやり方として、今と違ってこういうことを意図しているということがあったらおっしゃってくれるとうれしい。それは、ここにおいでの方の皆さん、それを知りたい。

【事務局】 実は、土地利用規制の話、これは今のフレームが、確かに開発一辺倒のときに、これを抑制するような役割を、都市計画法も農振法もそれぞれ持っていました。特に農振法は、本来、農業の振興をするための制御をどうするのかという、農業振興の計画だったのですが、これが実は乱開発を防ぐための土地利用規制の一つの手段としてずっと使われて乱開発を抑えてきたわけです。ただ、この国土利用計画でも申し上げており、これから人口減少社会に入り、今までと同じような成長がなされるという時代ではないので、当然、土地利用の規制の考え方というものも、時代の変化に合わせて大きく変わってくださると思っています。

今、「内陸のフロンティア」を拓く取組を進めるときに、やはり農振法は本来の農業振興の計画に立ち返って、どこを振興すべきで、どこはもう現状の土地利用の状況からして無理だろうというのを明確に分けながら、開発すべきところと守るべきところを明確にしていこうということで動いています。

こうした時代の変化に合わせて、土地利用の在り方、あるいは規制の仕方というものは、今後、変えていかなければいけないという問題意識を我々は持っています。ただ、それについては、この国土利用計画の策定後、毎年、皆さんに御審議いただいている土地利用基本計画というのをつくります。土地利用基本計画には、土地利用調整はどのようにやっていくのかという具体的なルールをその中に書き込みますので、こうした問題意識を導入部として国土利用計画の中にも入れられるのか。あるいは土地利用の基本計画の中できっちり整理したほうがいいのかということも含めて、3回目の審議会までに整理をさせていただきたいと思います。そういうことで御了解いただけるとありがたいです。

【会長】 よろしいですか。では、そういうことで。

このところはとても、僕も市長になって初めてわかった。県にいるときに気がつかなかったのですが、とても興味がある。是非よろしくお願いします。

【委員】 何点か伺います。先ほどの委員からの質問の説明で宅地の規模の話がありましたが、その中で教えていただきたいのは、「その他」の中に、今まで住宅として使ってい

たエリアをオープンスペース化して、宅地の中身を変えてその他のスペースに数字を組み込んでいるという説明がありましたけれども、実際、これは今の宅地の中では、これは市町の仕事になるだろうと思いますが、費用がかかるから、あるいは土地を確保するのが難しいからということもあって公園整備というのはかなり抑制をしている動きもあります。

県国土利用計画に、県のほうで数字で簡単に何ヘクタール分公園にするとか、オープンスペース化するというのを盛り込むことは、市町の財政にかなりの影響を与えることになると思うが、その辺の試算をされた上でこうした計画化をするわけですか。

【事務局】 国土利用計画は、あくまでも国土の使い方の指針であり、総合的な考え方をお示しするものなので、今後、空き家が問題になっていくときに、それを放置するのではなくて、緑地であるとか、実際にポケットパークで整備されたような事例もありますけれども、そうした転換を図ることによって住環境の整備を進めていこうというメッセージ的な意味合いを示しておりますので、予算的な裏付けがあるわけではございません。

【委員】 そういう答えが返ってくるだろうと思っていましたけれども、先ほど委員のほうから2020年の人口目標2.07の出生率でということがありましたけれども、これは市町がつくっている人口ビジョン、あるいは総合戦略の2020年の目標出生率とはかなり乖離がありますね。

県は市町の計画を積み上げてこの2.07をつくってきたわけではありませんから、当然、県が考えているほど人口統計は甘くないだろうと思います。全国的にも、2020年に2.07を達成する県はなく、静岡県だけが言っています。他県は全て2030年以降です。こうした中で、かなり強い志を持ってといえは聞こえはいいけれども、無謀な人口推計を立てていると感じます。

そうしたことを甘く見積もっているとどこで失敗するかというと、やはり空き家、あるいは住宅政策だと思います。これも、甘く見積もっていてという言い方をしたら悪いけれども、人口が増えるあるいは減らないのだという前提に立った宅地利用と、ある程度、市町の計画も含んで、中位推計なのか、下位推計なのか、わからないけれども、県としては第二の手を持っておくということも必要ではないかと思うのです。ひいては市町の財政に影響していくことになると思うのですが、そうしたことも含めた数字の計画だということ、考えに入れてありますか。

【事務局】 県の長期人口ビジョンとして目指すべき姿、県が市町を含めた県として目指すべき方向性や姿を示すということで、今回は記載をさせていただいております。

【委員】 わかりました。

1つ要望しておきますけれども、おそらく県のこの推計に則ったものと市町の施策とは、空き家対策、今後、空き家は市町が買い取ることになるわけです。空き家をつくって、空き家等対策の推進に関する特別措置法というのがあって、一定期間、空き家でいて、住民からの要望があれば買い取らなければいけないという時代になるわけです。それをオープンスペース化しよう、みんなで使うことにしようという市町は財政出動する。

そのときの裏付けとなる人口推計の市町と県の乖離問題は、必ず財政問題になります。ですから、要望しておきますけれども、これは、ある程度、基金化するなりして政策を講じておくべきだと思います。それはなぜかという、繰り返しになりますが、人口推計が違うからです。これが1点目です。

2点目ですが、工業団地、先ほども御質問がありましたけれども、今、いろいろな工業団地の整備を進めていますが、この入居状況とか、内陸フロンティア推進区域の指定をしたけれども団地造成が進んでいないとか、その辺の現状はどうなっていますか。

【事務局】 工業用地につきましては、先ほどのA4の資料（利用区分ごとの面積目標の考え方（工業用地））の中でも現状と本県としての取組状況、工業立地面積及び立地件数の推移として御説明しましたとおり、本県としては積極的に取り組んでおり、全国上位の状況にあります。

しかしながら、やはりどうしても未入居団地が出てくる場合もございます、全体としては、工業用地としては横ばいで推移しているということについては、理解をしているところでございます。

ただ、今回、静岡県におきましては、例えば新東名等の開通によりまして、県として新たな土地利用としてのチャンスを得て、企業の進出する空間としても、可能性として広がってきている。今回、そうしたことを踏まえまして、工業用地につきましては、内陸のフロンティアの推進区域等におきまして、今後、市町が工業団地の整備を進めていくことで計画が立てられている。この面積を新たなこれからの計画として増加分を、計上しております。

【委員】 ありがとうございます。

ここは、やはり頑張って埋めよう、入れようということしかないのです、御期待をしたいと思います。

先ほど、委員からもありましたけれども、やはり土地利用の用途区分によってできるこ

とできないこと、やりたいこととやれないことが、やはり時代によって変わってきているし、特に農地との関わりが強くなっていると思います。国が例えば新エネルギーを推進しようとしても、適地を探したらどこにもなくて、空いているのは農地しかなかったけれども農地には設置できない。市町からは農地転用を行いたいとの声が上がっても、土地利用規制がかかって何もできないということが往々にしてあるわけです。

県庁のほうでは、各地域にどういう要望があるかや、土地利用に係る計画との整合が図られているのか、また、今後の土地利用がどうなるかという情報がある程度持っているので、これらを見通して、計画に盛り込む利用区分ごとの面積目標に反映させた上で、その規制緩和に向けた運動につなげていくということがやはり必要だと思います。少し要望だけさせていただいておきます。

最後に1点。災害リスクによって、津波の浸水エリアには土地利用規制がかかっていくだろうということが言われていますけれども、現時点では津波災害特別警戒区域等が指定されている市町はないというふうに我々も理解をしておりますが、今後、これが土地利用計画に影響することはありますか。最後、これだけ教えてください。

【事務局】 土地利用の規制、例えば津波災害警戒区域の指定につきましては、現在、県内におきましては、河津町と東伊豆町、2町についてはその指定及び公表を行ったという事は聞いております。

今後、そうした新たな避難対策、避難体制を整えていくためには、そういった自分たちのところのどこが津波の浸水するエリアになるのかということは十分に認識をしなければいけないし、建物を建てるのであれば、そうしたことを理解した上で、対応できる建物をつくらなければならない。あるいは建設できない区域であるならば、やはりそこは避けなければいけないということが、今後の安心・安全を確保していく上では重要ですので、この点につきましては、土地利用の規制というよりは、安心・安全を確保するために、今後、進めていかなければならないこととして記載をさせていただいております。

【会長】 ほかにいかがですか。それでは、委員。

【委員】 今、規制緩和という話も出たのですが、規制を緩和するところと、規制をしっかりとしなければいけないところのより分けをしっかりとしなければいけないのだなど、今、話を聞いていました。例えば、農地に関しては、年間、県予算の140億前後をハード整備に使っているけれども、きれいな農地、要は広大で効率よく生産できる農地ができて、大型ショッピングセンターができてしまったりということが以前にはあったわけで

す。

今、農地の関係は、T P Pの話もありますが、いかに高い生産性をもって、農家の人たちも生活ができるためにどうするかということの大きな転換のときに、土地の規制緩和ということがどう影響があるかとかということも、冷静に考えて対応していかないと、本当に日本の農業がだめになってしまうのだらうなということを思いながら聞いていました。

私が今回のことで言いたいことは、「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”」という、このフレーズはとて素晴らしい。まず、「美しく」というところが大切で、今まで日本は、生産をして、堅実に、職人肌的にと言うのでしょうか、やっていくということだったのですが、これからの10年間は、大きな転換がきている。インバウンドで今まで2,000万人だった来訪者が4,000万人の倍にしていく方針があり、それらの経済的効果が140兆円を見込むという、自動車を輸出するよりも大きな産業になっていくといった話がある。そういう方たちが1度しかこの極東の国に来ないのではなくて、リピーターとして何度も来ていただき、ちゃんとお金を落としてもらうことを静岡県としても真剣に考えていくということが重要になる。今まで割りと内向きにといいか、住んでいる人たち向けの土地利用ということがあったけれども、外から来る人たちに向けても、しっかりとした規制をしながら土地利用をして、また来たくなるという環境をつくっていく。

そうしたときに、この「美しく」というところがとても重要で、それを表わしている33ページから具体的な話になっていくかと思います。この中に入っていることは、富士山とか農地の景観、海岸線、里山ということで、そういうところにも海外の人が来ると思いますが、多分、来る人たちの期待感というのは、日本の文化とか歴史。富士山、農地景観、海岸線もあるが、都市の中に入ってくる、東海道みたいな古い歴史的な街道とか、そういうところになってくるのですが、今のところ、日本の国でそういう、歴史街道も普通の道路だし、その地区計画があるわけでもないし、何の規制も何のルールづくりもない。

そうではなくて、やはり海外を見ると、ロマンティック街道しかり、巡礼の道しかり。そういう人が移動する又は観光で来る人たちが必ず道を使って都市に入るというような行為がある、京都などとは静岡は違い、一つの町にぎゅっと押し込めて皆さんに楽しんでいただくというよりは、県内のあちこちに移動していただくことになるので、そういう沿道の土地利用に関しての新しいルールづくりということも考えていかなければいけないとなったときに、この33ページにやはり富士山と農業遺産とか里山、海岸線以外に、都市や、街道の話など、ここで言う「美しく、強く、しなやかな」という視点での文言が入っても

いいかなと思います。是非それは、今後の10年間にとって必要なことだと思いますので、入れていただければと思います。

【会長】 どうですか。

【事務局】 その視点は、少し足りないのだろうなと思っております。例えば基本方針の、本文で13ページのところに、若干、町並み景観であるとか魅力ある都市空間の形成を入れさせてはいただいているのですが、記載についてはまだ欠けているところもあるように思いますので、また委員の御意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。

【委員】 もう一つですが、このA3のところの地域区分があって、伊豆、東部、中部、志太・中東遠、西部ということで分かれています。中部地域というと静岡市だけの記載です。人口規模で分けているということだと思いますが、沼津とか三島は伊豆にも入っているし、東部にも入っている。志太・中東遠という中で、島田や焼津・藤枝の特性と、やはり袋井や磐田の特性は違うと思います。要は大井川を越えたら、こちらは駿河の国だし、向こうは遠江の国なので、昔は国も違っていた。静岡市のDMOを観光協会の中で中部一帯でやっていくという動きもある中で、この中部、志太・中東遠区分の中に重なる都市があってもいいかなと。

沼津や三島が両地域に区分されるのであれば、島田や焼津、藤枝なども中部との両地域に区分してもいいのかなと思うので、そのあたり、どのような視点で決定しているのかということをお教えいただければと思います。

【事務局】 こちらは、本県の総合計画の中で、概ね政令市並みの人口を見据えながらこの5つの地域区分を考えてございます。委員が御指摘のとおり、沼津、三島、函南が伊豆半島と東部双方に区分されてございますが、この5つの圏域というのは、ボーダレスに考えようと。

つまり、交通の基盤などが整備されている中で、地域区分を固定的に考えるということではなくて、今、委員がおっしゃいました、例えば静岡と川根、島田、藤枝、焼津、牧之原による連携中枢都市圏形成の動きなども、そこは私どもの5つの圏域の考え方に合っているのだろうと考えてございます。繰り返しになりますけれども、地域区分についてはカッチとした線を引いているということではなくて、ボーダレスに捉えてまいりたいということ考えています。

以上でございます。

【会長】 よろしいですか。

私、ちょっと委員のおっしゃった前段のほうの話、「憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土利用」という、ここに書いてある中に、そういう要素よりも違う要素ですね、多面的に両方書いてある。そういうことを、今度は踏み込んで、しっかりと中にそういう要素を書き込むというのは、ある種、大切なことかなという感じがしますね。だから、いい視点だと思いますので、是非質問の要素を加えていただきたい。今まではどっちかという眺めてきれいよねという感じだったものが、もうちょっと性格のある、人間臭さが入ったようなものを入れてもいいのではないかと感じますね。

【委員】 防災の観点からですが、これは10年計画ということでいくと、やはり皆さん、一番恐れているのが南海トラフ、東海地震ではないかと思います。それからいくと、やはり東北のほうの復興状態を見ると、いわゆる先ほどの津波浸水危険域の話はどうなっているかといったような御指摘がありましたが、そこが本当に真っさらになってしまって、命山や、津波避難ビル、津波タワーなど、こうしたものしかない、あとは堤防だけといったような区域に変わってしまっている地域もあるわけです。

それが最初にそのあたりのボタンのかけ方というか、起きてからそこを全部撤去するという方針になっているということで、かなりの復興期間が長期化してしまったということもあります。

それは、この中では10年ということなので、ほとんど検討に含まれない形で、むしろ楽観的な方向で推定し、積み上げたといったような形です。これは意見ということでとめていただきたいのですが、土地利用規制の中でも、防災の観点というのは規制がほとんど効かないというのが実情ではないかと思います。この前の岩手県岩泉町のグループホームの例を見ても、規制がきちんとなされていなかったというそもそもの問題がありましたし、規制があったとしても、市街化調整区域かどうかや、そのあたりでも立地が許可されてしまうといったような実情にあるので、ほとんどそのあたりが規制できないということだと思います。

多分、津波災害特別警戒区域等も津波ではほとんど規制できないのではないかなと思います。そういう中で、推計の中で、そのあたりの中身が変わってくるというところで、宅地とか何かが、これは今まで沿岸部にあったものがもうちょっと山側にも、内陸フロンティアにも移行していくといったようなところを留意しておく必要があるのではないかと思います。

また、空き家とか空き室についても、マイナス面というだけではなくて、災害を契機に

して有効活用するという方法も一つあると思うのですが、それが今の法律では、災害救助法などでは、みなし仮設住宅というか、災害復興住宅として活用されていくようになれば、そのまま活用できるという可能性もあるわけです。そのあたりとの調整を図りながらということで行くと、このあたりの推計も、ある程度、達成できるのではないかと思いますので、留意点としてとどめておいていただけたらと思います。

【事務局】 どうもありがとうございました。参考にさせていただきたいと思います。

【会長】 次、はい。

【委員】 この計画云々をどうするという話ではないのですけれども、国の計画も同様ですが、農地の減少を見込んでいます。積極的に農地を減らそうという計画ではないというのわかりますが。

10年ということですが、今、日本は海外に何を売るかということ考えたときに、もちろん新産業というのがありますけれども、日本の農産物は大変脚光を浴びているわけです。TPPの問題がありますが、日本の農産物をもっと世界へ売る時代になるような気がします。川勝知事も、言うように、皆がホワイトカラーを目指すのではなくて、ブルーカラーそれからグリーンカラーなどという単語が出てきています。

だとしますと、計画は農地の減少を見込んでいますが、これは予想のような計画であって、願わくばこの計画は外れてしまったというようになるのが本当はいいのかもしれないと思っています。ですから、別にこの計画がどうというのではありませんが、そのぐらい農業を振興すべきと考えます。今まで私が聞いている話だと、もう跡取りがいない、息子はホワイトカラーになってしまった、高齢者はもう長くは農業を続けられないという状況が今まで多く聞かれたが、そうした農地の賃貸を受けて生産し始めている人がいるわけです。

そうすると、農業法人とか、いろいろな人たちが農地を借りて、そこですばらしい農産物をつくって売っていく、そんな時代も来ようかと思しますので、頭の隅に置いておいてください。

それから、「憧れを呼ぶ」という話があって、今、委員も発言されたのですが、これは国土利用の話なので計画には提示のあった案のような書き方を思うのですが、最終的にこれは何をやるべきかといいますと、「皆さん、静岡県にもっと注目してください」とか、「静岡県にいらっしゃい」とか、「静岡県に住みませんか」という話にしたいことだと思うのです。ですから、計画には載ってこないかもしれないのですが、大いに静岡県をアピー

ルするということが重要になると思います。

最後、これは余談ですが、住宅が、今、どういう動きをしているかというのを、テレビなどで見聞きしますと、従来は長男が家を継いで、次男たちはどこかへ行ったとしても、その家はずっと代々伝わっていった。それが核家族化になって、それから高学歴社会になって、子供は皆東京へ行ってしまった。その後、向こうの人と結婚した。実家は残った。売れる静岡の中心地の土地だったらまだいいけれども、ちょっと奥へ入ると売れない。だけど、税金は払わないといけない。おやじが活着ている間はいいいけれども、相続はした。さあ、どうしようか。その家に戻る気はない。

そうすると、相続を全部放棄してくれれば市町は引き取ってくれるそうですが、金融財産だけはもらって、土地はただでいいから受けてくれということとはできない。そうすると、どうなるか。そこは廢墟になるのです。そのうち、その人たちが世を去ると、さあ、どうしようかみたいなことになる。

そのような話は、国土利用計画とは直接関係ないですが、そういうようなものも処理をしていくようなことを考えないと、一番左の「安全・安心」というところにたどりつかない。先ほどそれを緑地化するという話が出ましたけれども、ただでいいから受けてくれというのをどうするかという課題が起きてきますので、そのようなこともちょっと、頭の隅に置いておいてください。

【会長】 ありがとうございます。

いかがですか。どうぞ。

【委員】 今の問題に共通することですけれども、A4の27ページ、先ほども員から規制緩和という話があったのですが、この第3章の(2)土地の有効利用の促進というところがあるのですが、今まで話が出ているように空き家等、それから一番下段に土地持ち非農家所有の耕作放棄地とあるのですが、これは、非農家、要するに相続農地を得た人のことだと思ひます。

農地を所有するには、農家資格がある者か相続で農地を取得する。あとは農業法人等になると思ひますが、この問題がやはり今、全国ですごく問題になっているものですから、国土利用計画の策定に当たり、今後、国と協議の場があるということですから、その段階で、国にも伝えていただきたい。やはり問題になるのが、今、お話にもあったように、息子さん、娘さんたちは東京、都市部に出てしまい、農地に相続が起きたときに戻ってこない。耕作放棄地になることはほぼ間違いない。それでも、そこに300坪の屋敷が建って

いて、仮に10万でいいですよと言えば、買う人はいると思う。しかし、その周りに残された農地は、今言ったように農家資格のある者か農業法人でないと農地は取得することができないから、やはりその部分は手つかずに置かれてしまうわけです。

そうすると、やはりこれは荒廃農地になってしまいます。今、団塊の世代等が、もう75歳を過ぎてリタイアしているが、こうした人たちの中には、「少しの農地だったら自分たちで買って耕作してみたい」という考えを持つ方がすごく多いのです。でも、そこで農地法というものが邪魔をして、やはり3反を取得して耕作計画を出さなければ農家資格は取れない。それが3反、2反、県によってはまだ4反もあると思いますが、そのあたりを少しでもリタイアした世代が、昔、経験をした畑等を耕作してみたいという形に何とか持っていければ、少しは対応もできると思うのです。

空き家については、先ほども話がありましたけれども、東京には空き家はないとよく言われるのです。東京で空き家が出て、すぐに処分できます。地方に行けば行くほど、中山間地等はまだほとんど処分ができない。このような現状がありますから、やはり、今言われる荒廃農地、これについては、避ける方法としては、やはりその辺の規制をもう少し緩和していただいて、一般の方でも、例えば1反であれば買えますよとか、そのような方向に少し考えていただければ、もう少し有効活用ができるかと思います。

続いて、28ページに、「県土に関する調査の推進」というのがあります。今、やはり津波問題でいろいろところで話題に出てきますけれども、やはり東北の震災にしても、神戸の震災にしても、中越の震災にしても、その後の復旧に当たり一番時間がかかるのは土地の筆界がわからないということだと思います。

神戸の震災が起きてから10年間もかかったというのは、あれは所有者の杭の位置がわからないから、それを確定するのに10年もかかってしまった。ですから、これを推進するためには、地籍調査を推進していただくのが一番早いと思います。

静岡県の進捗率というのは、全国でもかなり低いのではないかと思います。これは、やはり山間部が多いから無理はないと思います。そういう中でも、伊豆半島の中の3市町はまだ未着工である。その辺を急いでやってあげないと、もし突発的にそうした災害が起きたときに、復興にまた同じだけ時間がかかってしまいますので、ここの「県土に関する調査の推進」については、やはり地籍調査等を推進するようにお願いをしたいと思っていますところなんです。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

何かありましたら、よろしゅうございますか。

【委員】 一言だけ。

【会長】 どうぞ。

【委員】 17ページの都市のコンパクトシティ、これは国の考え方がそうなのですが、現実問題、今後、静岡県の中でこれができるのかどうかというのがすごく気になっております。

というのは、静岡市で言えば、もう静岡鉄道がほとんど独占で、バス路線も再編する必要がないし、浜松市では遠州鉄道が30年前に市営バスと路線網の再編は行っており、もう遠州鉄道がほとんどという状況になっている。

再編等は、東部はまだ沼津とか三島もバス会社がたくさんあるのですが、現実問題、次の段階として、このコンパクトシティの仕組みを考える上で、バス路線を生かしながらとなるのですが、今は、人口が減る中で、運輸業務に従事する人も急に減っている。高齢者は増えてくるのですが、働く人が減っていくということで、問題はやはり運転手の不足とか、タクシーもそうですけれども、介護もそうだし、働く人が減っていくのです。人口の減り方よりも。そこが非常に問題があって、このようなバス路線を維持すること自体に難しさがある。

そうすると、生産性の高い電車に集まってもらいたいというのは、私ども、いわゆる輸送の交通事業者として皆さんにお願いしているのは、電車沿いに集まって、電車の効率性は高いので、バスは1台につき運転手1人が欲しいという状況にがあるのですが、電車は連結すれば更に生産性が高くなる。できれば駅沿いに集まれるような土地の利用の考え方に変えていかないと、このコンパクトシティという考え方は、なかなか難しいものがあると思う。

また、通販でものすごく物流が細かくなっていますので、そっちのほうも運転手が足りないということで、いろいろな意味でも物流も成り立たない。それから、こういうバスももう成り立たないということで、どちらかという、今、多分、県の方はご存じだと思いますけれども、バス路線の再編と言え、郡部のほうを市町村にお願いして自主運行をやらせてもらって、生産性が合わないということで引き揚げるというのがひとつあって、やはりこのコンパクトシティの考え方をもう少し明確にしていかないと、国がこうだからと出されても、静岡県もこれでいいのかというふうに少し感じております。

以上です。

【会長】 それでは、時間が参りまして、最後に部長から一言。

【部長】 静岡県国土利用計画の審議をしていただいたわけですが、いただいた御意見につきましては、我々として非常に響くものがございました。そして、短い時間でありましたけれども、非常に闊達な御意見をいただきました。

いただいた御意見につきましては、来年2月の3回目の審議会で御審議いただく計画案にも反映いたしますが、先ほど来、お話がありましたように、国土利用計画は土地利用の計画ではございますけれども、実際にはこれは我々が県、若しくは市町でも国でもそうですけれども、行政が事業を推進していく上での基本にもなります。いただいた御意見は、もちろんこの計画の中に反映させるとともに、同時に具体的に事業を推進するに当たっても参考にさせていただきます。

ちょうど我々、来年度が現総合計画の最終年度ということになっており、再来年度からまた新規に始まる。タイミング的には1年ずれますけれども、そういった意味合いからしますと、現在、我々が事業を推進している中から、新たな展開というような見方で、今、事業推進を行っている中で、土地利用に関する皆様方の御意見、それから、この審議会で行う土地利用計画を策定する時期とちょうど時期的に似ているということがございますので、土地利用計画について、もちろん我々の精神も入れます。

その精神を入れていただく間に、皆様方の御意見につきましては、ちょっと話が重複しますけれども、国土利用計画に生かす、それから、また次に我々が改定を予定している総合計画にも生かす。それから、単年度で言えば、事業にそのまま施策として生かすということで御意見を利用させていただきたいと思えます。話が長くなりましたけれども、具体的には3回目の審議会で皆様方の御意見を踏まえた中で案をお示しし、そのときに御議論をさせていただきたいと思っております。

本日は非常に有意義な会議でございました。ありがとうございました。

【司会】 長時間にわたりありがとうございました。

以上をもちまして、平成28年度第2回静岡県国土利用計画審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

— 了 —